

令和3年第1回（2月）

県央地域広域市町村圏組合議会定例会

会 議 録

県央地域広域市町村圏組合

令和3年第1回（2月）県央地域広域市町村圏組合議会定例会

1 場 所 諫早消防署 4階大会議室 諫早市鷺崎町221番地1

2 会 期 令和3年2月1日（1日）

3 会期日程表

月	日	曜	種 別	内 容
2	1	月	定 例 会	開会、会期決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告、議案上程、説明、審議、討論、採決、一般質問、閉会

4 付議事件表

番 号	審議方法	事 件 名	議決月日	結 果
		会期決定の件	2月1日	2月1日の1日と決定
		会議録署名議員の指名について	2月1日	伊川京子君 田中哲三郎君 指 名
		諸般の報告	2月1日	消 防 長 報 告
議 案 第 1 号	本会議	専決処分の承認を求めることについて「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」	2月1日	承 認
議 案 第 2 号	本会議	県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例	2月1日	原 案 可 決
議 案 第 3 号	本会議	令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算	2月1日	原 案 可 決

5 一般質問発言順序及び発言要旨

月 日	質 問 者	質 問 要 旨		ページ
2月1日	朝長 英美 議 員	1	<p>1 救急搬送について</p> <p>(1) 1月12日の大村市における救急搬送が新聞報道で10分遅れたとの事であるが、詳しい状況を問う。</p> <p>(2) 事故発生場所と道路事情について問う。</p> <p>(3) 救急隊員は通常何名で出場しているのか。また、県央組合の救急車の配置台数について充分と考えているのか問う。</p>	25

○ 出席議員（14名）

1 番 田 中 哲三郎 君
2 番 森 多久男 君
3 番 松 永 隆 志 君
4 番 相 浦 喜代子 君
5 番 松 尾 義 光 君
6 番 山 口 喜久雄 君
7 番 松 本 正 則 君
8 番 朝 長 英 美 君
9 番 小 林 史 政 君
10 番 岩 永 慎太郎 君
11 番 村 崎 浩 史 君
12 番 坂 本 弘 樹 君
14 番 伊 川 京 子 君
15 番 田 川 伸 隆 君

○ 欠席議員（1名）

13 番 松 尾 文 昭 君

○ 説明のため出席したもの

管 理 者 宮本 明雄 君
副管理者 園田 裕史 君
監査委員 梅林 弘幸 君
事務局長 池松 弘 君
消 防 長 城下 和美 君
次長兼諫早消防署長 富岡 正英 君
次長兼消防総務課長 田方 章 君
総務課長 山口 敏之 君
大村消防署長 牟田 一幸 君
小浜消防署長 碓 和広 君

○ 議会関係出席者

書 記 長 山口 敏之 君
書 記 川下 辰彦 君

○議長（田川伸隆君）

皆さま、こんにちは。

ただいまから、令和3年第1回 県央地域広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

今期定例会に説明員の出席を求めましたので、御報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表により取り計らいたいと思いますので、御了承ください。

これより議事に入ります。

日程第1、「会期決定の件」を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2、「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

今期定例会の会議録署名議員に、14番 伊川京子副議長、1番 田中哲三郎議員以上2名を指名いたします。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第3、「諸般の報告」について、組合当局の説明を求めます。

○消防長（城下和美君）

私から、「救急車の医療機関への到着遅延」について報告をさせていただきます。

新聞報道等で皆様方既に御承知かと思いますが、大村市内で発生した救急事案において出場途上救急車が脱輪事故を起こしたことにより、医療機関への到着が約10分遅れるという事案が発生いたしました。

これは、令和3年1月12日 22時過ぎに大村市岩松町で発生した80代男性の心肺停止急病事案において、久原分署救急隊が出場途上に脱輪事故を起こし走行不能となったため、大村本署救急隊を応援要請するとともに久原分署救急隊の隊員2名が現場に駆けつけ、心肺蘇生法等の現場処置を行い大村本署救急隊に引き継ぎ直近の医療機関へ搬送したものの、亡くなられたものでございます。

搬送先医療機関によると、今回の搬送遅延と死亡との因果関係はないと推測されることでした。

今回の事故につきましては、道路等の地理状況の把握、及び狭隘箇所を進行する際の確認、誘導などが不十分であったことが原因であり、このような事故を発生させた事は誠に遺憾であり、大変申し訳ありませんでした。

今後とも再発防止のために、改めて全職員への指導及び周知徹底を行ってまいります。以上でございます。

○議長（田川伸隆君）

次に、総括的に管理者の説明を求めます。

○管理者（宮本明雄君）

皆さま、こんにちは。

本日ここに、令和3年第1回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

日頃より、組合運営に御理解と御協力をいただき、この場をお借りいたしまして感謝を申し上げます。

先ほど消防長から1月12日に発生いたしました救急車両の脱輪事故に関する報告がありましたが、これまで以上に事故の再発防止に取り組んで行く所存でございます。

本組合は、昭和46年4月に現在の諫早市、大村市、雲仙市の圏域にあたります2市10町で設立をされ、本年で50年を迎えることとなります。

設立翌年の昭和47年4月から常備消防・救急事務を、昭和49年4月から不燃性廃棄物中間処理事務を共同処理事務として開始しておりますが、両事務とも長年に渡って構成市と連携をしながら、圏域住民の皆さま方の安全安心と生活環境の向上を図るべく適正な実施に努めているところでございます。引き続き議員各位の御理解とお力添えを賜りたいと存じます。

さて、昨年はコロナ禍の一年となりました。ウイルスの感染拡大は現在も続いており、首都圏など大都市を中心とした地域では、二度目の非常事態宣言が発令され、人々の生活に大きな影響を及ぼしております。

長崎県内におきましても不要不急の外出自粛や飲食店などの営業時間短縮を要請する特別警戒警報が発令される事態となっており、組合圏域においても、一部でクラスターが発生するなど、新たな感染者の確認が続いております。

消防・救急事務、廃棄物処理事務といった住民生活を維持するために不可欠な業務を担当する本組合といたしましては、職員の感染防止を徹底し、体制の維持に努めたいと

思っております。

また、去年は、梅雨明けが遅く、大雨による自然災害は、熊本県の球磨川の氾濫をはじめ全国で発生し、組合圏域においても河川の氾濫による家屋の浸水被害や土砂崩れに巻き込まれて死傷者が生じるという痛ましい事案が発生いたしました。自然災害は、全国各地でこれまで経験がない地域においても発生しており、いつ、どこで大規模な広域災害が発生してもおかしくない状態にあると言えます。

消防本部は、複雑、多様化する様々な災害に適切に対応できる能力保持のため、日々訓練を実施しているところでございます。

消防設備等の整備に関しましては、平成27年度から運用を開始した高機能消防指令システム及びデジタル無線システムについて、運用開始から7年目を迎えることから、引き続き安定した運用が継続できるよう、サーバー機器類の更新を中心として中間整備を実施いたします。

消防車両につきましては、大村消防署配備の化学消防ポンプ自動車、西諫早分署配備の高規格救急自動車、諫早消防署及び小浜消防署にそれぞれ配備する防災広報車を更新計画に基づいて更新いたします。

併せて、大村消防署配備のはしご付消防自動車のオーバーホールを行い、機能の維持を図ります。

このような設備機器や車両等の更新だけでなく、資器材の配備なども適切に行っておりますことから、施設、装備、技術のすべての面において、圏域住民の期待に応えられるものと思っております。

令和2年の火災・救急の概況でございますが、本組合消防本部が取りまとめた概況によりますと、火災件数につきましては、昨年より18件少ない過去最少の60件となっております。

火災での人的被害では、死者が2名と前年より3名減となっておりますが、負傷者は9名で6名増加しておりますことから、今後も火災予防の広報や指導に努めてまいりたいと考えております。

救急出動件数につきましては、昨年より1,234件減となる10,089件となっております。

このような大幅な減少は初めてであり、消防本部ではこの状況について、新型コロナウイルス感染防止対策によるうがい、手洗い、マスク着用の徹底により、病気罹患リスクが減少するとともに、外出自粛の影響もあって、交通事故による負傷者の減や団体スポーツ競技での負傷者の減などが要因であると分析しております。

搬送人員につきましては、昨年より1,192人減の9,542人となり、こちらも大きく減少しております。

年代別の搬送者数は、65歳以上の高齢者が5,948人で全体の62%を占めており、今後も高齢者の占める割合が、ますます高くなるものと思っております。

また、傷病程度別の搬送者数で見ますと、入院を必要としない軽症者の搬送が、全体の31%を占める状況でございます。適正な救急車の利用につきましても、引き続き広報活動等を通じ、周知を図ってまいりたいと思っております。

次に、不燃性廃棄物の処理業務でございますが、現在の搬入区域となった平成23年度以降、年間3,200トン前後の搬入量で推移しておりましたが、令和2年3月以降搬入量が大幅に増加しております。

増加要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策による外出自粛で、家庭内での生活時間が増加したことにより、空き缶や空き瓶の発生量が増加したこと、家庭内の片付けが行われたり、経済対策での給付金による家具家電品の買換えが行われたりしたことが大きな要因であると考えております。

不燃物中間処理施設である不燃物再生センターにつきましては、平成6年4月の稼働から26年が経過しております。

この間、選別機器、圧縮機器などの各設備のメンテナンスに努めながら、委託先事業者とともに施設の適正な管理運営を図ってまいりました。

今年度からは、施設総合管理計画に基づいて設備機器の更新や補修に取り組みながら、施設の長寿命化を推進してまいります。

住民の皆さまには、ごみの減量化と分別の徹底に取り組んでいただくようお願いするとともに、諫早、雲仙両市と連携して、不燃物の適正処理とリサイクル率の向上、有価物の品質向上を図るよう事業の推進に努めてまいります。

本議会に提案いたしております令和3年度当初予算案を初め、諸議案につきましては、事務局長から説明をいたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。私からの総括説明を終わらせていただきます。

○議長（田川伸隆君）

次に、日程第4、議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて 県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、「県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

本条例は、令和2年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定に関する構成市の取扱いに準じて、本組合職員の期末手当の支給割合を改正するものでございます。今年度の国家公務員の給与改定に関する取扱いにつきましては、令和2年11月6日に閣議決定され、構成市の取り扱いに準じて期末手当の12月支給分の基準日である12月1日までに施行する必要があった給与条例の関係条項を改正したものでございます。

議案に添付しております議案第1号資料を御覧ください。

改正内容は、職員の期末手当の支給割合を0.05月分引き下げるものでございます。令和2年度は、12月支給分を0.05月分引き下げ、令和3年度以降は、6月支給分と12月支給分をそれぞれ改定前の支給割合から0.025月分引き下げ、6月支給分と12月支給分の支給割合を均等にするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第1号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第1号「専決処分の承認を求めることについて（県央地域広域市町村圏組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」は、原案どおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、議案第1号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（池松 弘君）

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

本案は、火災予防に係る条例の制定基準である「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準（平成14年総務省令第24号）」の一部改正に伴い、本組合の火災予防条例を整備する必要があることから所要の改正を行うものでございます。

議案第2号資料条例の概要を御覧ください。

改正内容は、電気自動車に搭載される電池の大容量化に伴い、今後、高出力の急速充電設備の普及がさらに加速することが予想されることから、全出力の上限を現行の50キロワットから200キロワットに拡大するものでございます。また、改正前の省令においては、全出力50キロワットを超える急速充電設備は、変電設備の規制の対象となっており、自動車等の充電を行うことが想定されておらず、不都合が生じたことから、規制対象の上限拡大に併せ、急速充電設備の火災予防上必要な措置規定を整備するとともに、50キロワットを超える設備については、設置者に対し、消防署長への設置届出義務の対象としたものでございます。

なお、施行日につきましては、令和3年4月1日とするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第2号の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

(「なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第2号「県央地域広域市町村圏組合火災予防条例の一部を改正する条例」は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(田川伸隆君)

異議ありませんので、議案第2号は、原案どおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号「令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長(池松 弘君)

議案第3号「令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き下さい。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億9,037万9千円と定めようとするものでございます。

第2条の地方債につきましては、予算書4ページの「第2表 地方債」を御覧ください。起債の目的は、消防車両等整備事業として借り入れるものでございます。限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。令和3年度は、救急車1台及び化学車1台を購入するための財源とするものでございます。

予算書は1ページにお戻り下さい。

第3条の一時借入金、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

第4条の組合経費の負担につきましては、予算書5ページの「第3表 負担基準表」を御覧ください。この負担基準表は、組合同規約第10条第1項に規定する組合経費の負担割合を事務の区分ごとに一覧表にしたものでございますが、この基準に基づき、各構成市別に算出した負担額を6ページと7ページの「第4表 市別負担額表」のとおり定めようとするものでございます。

それでは、予算の概要につきましては、資料により御説明させていただきますので、別添の議案第3号資料1をお開きください。

まず、1 ページは予算の概要でございます。

予算編成に係る基本方針と当初予算額を記載しております。当初予算額は、経常的経費と臨時的経費を合計いたしまして、36億9,037万9千円となり、前年度と比較いたしますと2億7,797万5千円、率にして8.1%の増となっております。

増額の内訳でございますが、経常的経費で、2,255万4千円、0.7%の増、臨時的経費で、2億5,542万1千円、103.3%の増となっております。

1 ページの表が経常的経費について、2 ページ上段の表が臨時的経費について、それぞれ予算科目の款別ごとに、令和3年度と前年度の当初予算を比較したものでございます。

経常的経費の主な増減について御説明いたします。

衛生費の「不燃物再生センター管理運営事務」では、搬入される不燃性ごみの増加に伴う委託料の増に加え、一時的な増加が見込まれる小型家電の処理に対応する経費として、合わせて1,621万8千円の増となっております。

また、「可燃物処理事業」、「カレット処理」、「廃乾電池等運搬・処理処分」、「残渣処理」においても、ごみ処理見込み量の増加と委託経費等の増により、前年度比で増となっております。

次に消防費では、「消防本部管理事務」が給料及び職員手当の減のほか、共済組合負担金率の改定により減となったほか、消耗品や備品購入費の減額、基準財政需要額の減少に伴う積立金の減により、2,626万4千円の減となっております。

「車両管理事務」では、今年度の高来分署及び愛野分署の高規格救急自動車2台と小浜署の事務連絡車として軽自動車1台の更新に対して、令和3年度は西諫早分署の高規格救急自動車1台、大村署の化学車1台、諫早署と小浜署の防災広報車2台を更新する計画になっており、4,036万9千円の増となっております。

「通信指令管理事務」では、令和2年度に実施した無停電バッテリーの交換が完了したことにより、498万6千円の減となっております。

また、消防公債費では、車両更新に係る平成30年度借入分の元金償還が開始となりますが、平成20年度、25年度借入分の償還が完了となりましたので、970万2千円の減となっております。

最後に、消防施設の突発的な修繕に対応するため、予備費に1,000万円を計上し、前年度比900万円の増となっております。

次に臨時的経費の主な増減につきましては、2 ページをお開きください。

「消防本部管理事務のうち退職手当」が、退職者数が今年度の8名から来年度は6名と2名減により、4,393万円の減となります。

「車両管理事務」では、梯子車オーバーホール費用が850万円の増。

「衛生費の施設改修事業」では、施設整備計画に基づき、手選別機のベルトコンベアとトラックスケールの改修費として2, 183万円の増。

「消防費の施設改修事業」では、大村署の空調機更新や屋上防水工事など改修工事の完了により、3, 397万9千円の減となっております。

「通信指令管理事務」では、高機能消防指令システムが稼働開始から7年目を迎えます。このシステムは、全体を制御し管理するソフトウェア、一般的にOSと呼ばれる基本ソフトは昨年1月に技術的なサポートやソフト更新が終了したウインドウズ7が使用されており、セキュリティソフトも最新の状態に保てない状況にありまして、脆弱性が指摘されており、消防指令システムにはこの基本ソフトを利用し、消防指令用に開発された専用ソフトによって操作されているところでございます。

令和3年度は、基本ソフトの更新と基本ソフトに適合させた新たに開発された消防指令システムのソフトに更新し、併せてサーバーの更新を行う中間整備を実施する経費と、同じくデジタル消防無線ネットワーク機器の更新に係る経費として、3億300万円を計上しております。

次に、「(3) 歳入・歳出予算の内訳」につきましては、歳入・歳出予算の款ごとの構成比率、対前年度比較及び過去3年間の当初予算額を記載しております。

このうち、基金からの繰入金3億8, 891万3千円のうち、2億円を消防指令システムの財源として計上しております。

次に、「(4) 構成市負担金」につきましては、各構成市からの平成28年度から令和3年度までの当初予算時の負担金額の推移を記載しております。

各構成市別の負担金につきましては、3ページで御説明させていただきますので、3ページをお開きください。

上段が令和3年度、中段が令和2年度の負担金額を記載し、下段に増減額を記載しております。

上段の一番右の欄の「負担金総合計」の額が、令和3年度に各構成市にお願いする負担金の額でございます。

3市の負担金の合計額は、31億3, 684万5, 966円で、前年度と比較し、8, 783万1, 185円の増となっております。

各市別の負担金総額は、諫早市は、15億4, 296万7, 837円で、前年度比 約4, 622万円の増、大村市は、9億8, 344万2, 869円で、前年度比 約3, 596万5千円の増、雲仙市は、6億1, 043万5, 260円で、前年度比 約564万5千円の増となっております。

なお、構成3市の負担金の主な増減につきましては、総務費の負担金につきましては、事業別経費の割合によって按分しますので、衛生費の事業経費の割合が増えたことによ

り、不燃物処理分が増となり、消防費分が減となっているものでございます。

衛生費につきましては、ごみの搬入量の増加に伴う委託料など経費の増によるものでございます。

消防費の経常費につきましては、主に高機能消防指令システム中間整備の増によるもので、同じく消防費の共通費につきましては、起債償還金の減及び基準財政需要額の減に伴う積立金の減によるものでございます。

消防費の個別費において、大村市につきましては、令和3年度は、大村署の化学車の更新と梯子車のオーバーホールに伴う増でございます。令和2年度は大村署の空調機の更新のうち、市の所有分である消防団室の空調機更新に係る単年度負担金がございますので、その差額が令和3年度の増となっております。また、高速国道における救急業務支弁金が減となっております。

雲仙市につきましては、令和2年度に実施した小浜署の梯子車のオーバーホールに係る単年度特別負担金が大きな減となっております。

次に、4ページから6ページにつきましては、負担金の算出資料となっておりますが4ページは、総務負担金の算出表でございます。

5ページは、衛生費負担金の算出表でございます。

6ページは、消防費の経常費負担金算出の際に加算いたします前年度調整額を考慮した経常費負担金の算出表でございます。

7ページは、消防費負担金の市別負担額表でございます。

8ページは、消防債の起債償還表でございます。左の借入額等一覧表は、令和2年度末の借入額総額49億2,620万円に対し、未償還元金が20億8,406万5,638円となっております。右の表は、令和2年度までの借入分で作成した起債償還一覧表でございます。

次に、9ページは、起債償還表の内訳でございます。左の表は、構成3市で負担していただく共通分の償還表で、右の表は、個別分の償還表でございます。

10ページは、基金の一覧表で令和3年度末現在高は、13億848万2,383円となる見込みでございます。

次に、議案第3号資料2 説明資料の1ページをお開きください。

令和3年度当初予算説明資料について御説明いたします。この資料につきましては、予算科目の費目別に予算額を前年度と比較し、事業の概要を記載したものでございます。

また、先ほど、御説明いたしました資料1の1ページ「予算の概要について」を併せてお開きいただき、前年比との増減の主な要因につきましては、摘要欄を御覧ください。

それでは、資料2の1ページは、事務局総務課の総務費に係るものでございます。

1款1項1目議会費は、組合議会の運営に要する経費で、予算額は、本年度47万9

千円、前年度比3万3千円の増となっております。

2款1項1目一般管理費は、組合事務局の運営に要する経費でございます。予算額は、本年度4,096万8千円、前年度比10万8千円の増となっております。

2款2項1目監査委員費は、監査事務の運営に要する経費で、予算額は、本年度57万6千円、前年度比4千円の減となっております。

次に、2ページから3ページは、衛生費に係る予算でございます

3款1項1目塵芥処理費は、不燃物処理に要する経費で、不燃物再生センターの管理運営に必要な予算を計上しております。予算額は、本年度2億5,320万4千円、前年度比4,226万3千円の増となっております。

主な要因につきましては、ごみの搬入量の増加による委託料の増によるものでございます。

次に、4ページからは、消防本部に係る予算で、消防運営事務と消防施設事務に分かれております。

4款1項1目消防運営費の予算額は、本年度24億83万4千円で、前年度比7,642万円の減となっております。

「消防本部管理事務」につきましては、消防職員の人件費や消防業務全般の運営管理を行うために要する経費でございます。前年度比7,019万4千円の減の主な要因につきましては、経常経費の給与改定による職員手当の減、共済組合負担金率の改定に伴う減、基準財政需要額の減少に伴う積立金の減、臨時的経費における退職手当の減によるものでございます。

次に5ページの「諫早署管理事務」につきましては、諫早署と4分署及び1派出所の管理に要する経費でございます。

6ページの「大村署管理事務」につきましては、大村署と2分署の管理に要する経費でございます。

7ページの「小浜署管理事務」につきましては、小浜署と1分署及び1分駐所の管理に要する経費でございます。

8ページの「職員育成事務」につきましては、新規採用職員や勤務年数等に応じた職員の教育、資格取得等に要する経費でございます。

「予防運営事務」につきましては、火災予防のための普及啓発に要する経費でございます。

9ページの「警防運営事務」につきましては、救助隊装備品の整備や救助隊員の研修等に要する経費でございます。

10ページの「救急運営事務」につきましては、救急搬送業務や救命士育成等に要する経費でございます。

同じく「通信指令運営事務」につきましては、通信機器のメンテナンスや通信費等に要する経費でございます。

次に11ページからは、4款1項2目消防施設事務に係る予算でございます。予算額は、本年度5億334万7千円で、前年度比3億1,269万7千円の増となっております。

「車両管理事務」につきましては、車両64台に係る維持管理及び車両の更新に要する経費でございます。前年度比4,886万9千円の増の主な要因につきましては、車両更新に係るものでございます。

今年度は、高規格救急車1台、化学車1台、防災広報車2台を更新する計画でございます。

次に12ページの「資器材管理事務」につきましては、各種資器材の維持管理に要する経費でございます。

同じく、「施設管理事務」につきましては、消防庁舎の維持管理に要する経費でございます。前年度比3,397万9千円の減となる主な要因につきましては、臨時的経費における大村署の空調機の更新及び屋上防水工事の完了による減でございます。

次に13ページの「通信指令管理事務」につきましては、通信指令装置、無線機器等の維持管理に要する経費でございます。

前年度比2億9,801万4千円の増となる主な要因につきましては、高機能消防指令システム及び消防デジタル無線の中間整備による増でございます。

次に14ページの5款1項1目公債費につきましては、庁舎や車両の整備等に伴う起債の償還費でございます。

予算額は、前年度比970万2千円の減となっております。

同じく14ページの6款1項1目予備費につきましては、老朽化した消防施設の突発的な故障に対応できるよう1,000万円を計上しております。

最後に、議案第3号資料3について御説明申し上げます。

1ページは、過去10年間の不燃物搬入量、残渣処分量、諫早市最終処分場の残容量の推移を表にしたものでございます。

2ページは、不燃性廃棄物として搬入されたものの中から有価物として分別された金属くずを売却して得た収益額の推移でございます。

3ページは、高機能消防指令システムの系統図でございます。色付けしております機器が今回の中間整備で更新や改修を行う機器でございます。

4ページは、デジタル消防無線ネットワークシステムの系統図でございます。同じく色付けしている機器が更新する機器でございます。

5ページから7ページは、令和3年度更新予定の高規格救急車と化学車及び除染テン

トの写真を掲載しております。

以上で、議案第3号についての説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田川伸隆君）

これより議案第3号に対する質疑に入りますが、本案は歳入、歳出、それぞれ区分して行い、質問については、同一議員につき3回までとし、歳出については、款別で3回までとなっておりますので、御了承を願います。質疑の際はページ数をお示し願います。

まず、歳入全般に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、歳出に対する質疑に入ります。

第1款「議会費」からです。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、第2款「総務費」です。質疑のある方どうぞ。

○相浦喜代子議員

予算書25ページになりますが、ここでお尋ねしますのは、会計年度任用職員制度が採用されまして、一般管理費でも出てきます会計年度任用職員、特別職、一般職とあるわけですが、会計年度任用職員の人数をお尋ねするのが一つと、一般管理費の中に再任用の方が含まれていれば再任用の方の人数もお尋ねします。

○事務局長（池松 弘君）

2款一般管理費の会計年度任用職員についての御質問にお答えします。会計年度任用職員につきましては、パートタイマーの職員2名を採用しております。2款におきましては再任用の職員はおりません。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、第3款「衛生費」です。質疑のある方どうぞ。

○松本正則議員

お尋ねします。3号資料2の2ページですが、不燃物再生センターが稼働から26年経過ということですが、機器類も年数が経過し古くなっているのです。今後の整備計画などは考えてあるのか。また、先日現地を視察に行ったが、かなり老朽化している部分も見られた。不燃物再生センターの管理事務には、老朽化した機器関連の費用が予算に計上されていないが、今後の考え方についてお願いします。

○事務局長（池松 弘君）

先ほど御説明いたしました委託料のところ、処理機器更新業務委託ということで、手選別機のベルトコンベアと入ってすぐのところ、トラックスケールと言いまして、重量を量る機器がございます。この部分が老朽化しているため、令和3年度において機器を更新するように考えております。

また、施設の個別計画に基づきまして今後10年間の計画を立てておりまして、その概要をホームページでも公表したいと思っております。

○松本正則議員

わかりました。問題なのは、機器類も26年経過しているのです。今後10年間の計画も作ってありますが、最新機器等についても更新計画の中で検討していただきたいと思っております。

○議長（田川伸隆君）

ほかにごございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、第4款「消防費」です。質疑のある方どうぞ。

○相浦喜代子議員

予算書の30ページからになります。ここも同じく会計年度任用職員の数、それから再任用職員の数をお尋ねします。このあとの一般質問の項目にも出ておりますが、今回の脱輪事故につきましては、先ほど説明もありましたが、車両運転業務に関する研修について、どのような研修を行っているのか、また研修を委託で行っているのか、あるいは自前で行っているのか、そのような研修の予算が計上されてあるのかお尋ねします。

それから予防運営事務の女性防火クラブについてですが、3号資料2の9ページに記載されてはいますが、この女性防火クラブの設置については地域によってばらつきがあるように見ておりますが、どのような働きかけをそれぞれの地域でなさっているのか、また既存のクラブについてはどのような啓発活動を行っているのか、特に昨年はコロナ禍で事業が中止になったりというのがありましたので、士気を高めることが一番大事なことだと思います。

全体的には火災も少ないようですが、女性防火クラブはもともと台所から火を起こさないということもありましたので、どのような啓発活動等をコロナ禍の中で考えていらっしゃるのかお尋ねします。

また職員採用についてですが、現在の女性消防職員数をお尋ねするとともに、採用についての基本的な考えをお尋ねいたします。

それから4款の設備費についてですが、各署管理については小浜署、高来分署、多良見分署の建て替えについては私も一般質問をしたところではありますが、令和3年度に係る進捗状況とその進捗に併せた予算が反映されているのかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

任用についての御質問なので、会計年度任用職員と再任用、女性消防職員の任用について併せて説明させていただきます。先ほど、事務局長からも説明がありましたが、消防費の会計年度任用職員についてはパートタイマーの方を本部、各署に1名ずつの計4名を任用しており、令和3年度も任用予定でございます。また、再任用の方は、定年退職後の再任用制度を利用して任用しており、現在は7名の方を再任用しております。

令和3年4月1日からは14名を任用する予定でありまして、業務内容は現場でいきますと指揮隊、機関員派出所、庶務、予防設備、本部では総務、指令業務とそれぞれの経験と知識を活かしたところに配置しております。今後も退職者本人が希望されれば任用する予定であります。

次に女性消防職員ですが、現在諫早署に2名、大村署に1名で3名を配置しております。令和3年4月1日で1名採用予定ですので、計4名でございます。今後は、国の女性消防職員活躍推進が示す女性消防職員の採用人数5%というのがありますが、県央消

防本部の定数からいきますと12名程度になります。採用試験で適宜採用していく予定でございます。

車両運転業務の研修ですが、茨城県ひたちなか市で警察署が行っている安全運転中央研修所というのがありまして、パトカー、白バイ、消防車、救急車の研修が3日間あります。県央消防本部では平成23年度から毎年3名ずつ中堅の職員を派遣し、戻ってから他の職員に対し訓練、研修を行うようにしております。その他に、大村市の自動車教習所に委託しまして、講師から職員それぞれの適正を見ていただき指導を行ってもらうという研修をやっております。

女性防火クラブについては、各市に女性防火クラブ連絡協議会という組織がありまして、各署の予防係が事務を担当しております。費用については各市から女性防火クラブの運営補助金としていただいて運営しております。女性防火クラブの活動内容としましては、出初め式への参加、防災訓練、ちびっ子防火大会へのお手伝いをお願いしております。

また、各市の特色としましては、雲仙市では湯祭りパレード、産業祭りでの火災予防のチラシ配布、大村市では大型店舗が多くありますので、大型店舗での火災予防のチラシ配布など、諫早市では火災予防餅つきへの参加、防火の集いで研修などを行っております。しかし、令和2年度はコロナ禍でほとんどの行事が中止となりましたので、令和3年度はさらに知恵を絞って参加を募っていきたいと考えております。

女性防火クラブはもともと自治会の婦人会の活動とともに運営をしてきたものですから、時代の変化とともに活動が厳しい面もございます。各自治会の女性の方が上手く勧誘をしていただくとともに、女性消防団、各自治会の自衛消防組織などと併行して活動してもらえればと考えます。

○事務局長（池松 弘君）

小浜消防署の建設用地の進捗状況につきましては、昨年8月の組合定例会において、相浦議員から一般質問がございまして、建替用地の選定について、雲仙市から組合に対し、正式な報告はあっていないが、外部の有識者で組織する「雲仙市消防力向上対策検討委員会」から昨年3月に候補地が意見書として提出され、近隣の自治会の理解を得られるよう対応されている、と回答したところでございます。

その後、コロナ禍において、感染予防の観点から、多くの関係者に一堂にお集まり頂いての説明会の開催が難しいなど、大変苦勞されているようでございますが、雲仙市において、引き続き地元調整に努力されていると伺っているところでございます。

雲仙市からは、いつまでにと具体的なことは言えないが、もうしばらく時間を頂きたいと回答がぁっているところでございます。

また、高来分署、多良見分署の建設用地の選定につきましては、諫早市に対して、昨年7月に建設用地の選定を依頼したところでございます。早速建設予定の候補地として、まずは費用負担が少ない市が所有する公用地の洗い出しなどに着手されたと伺っております。

庁舎建設に関しましては、庁舎建替に係る基金も十分に積み立てられており、小浜消防署と分署の建設は同時に着手することも可能でございますので、組合といたしましては、両市から正式な建設用地の決定の報告を待っているところでございますので、令和3年度当初予算への関連等の予算計上はございません。

○山口喜久雄議員

予算書の33ページ委託料についてですが、消防指令システム中間整備業務委託と消防救急デジタル無線システムネットワーク機器更新業務委託は同じ業者が行うのか、あるいは別々の入札でされるのかお尋ねします。

また、備品購入費で西諫早分署の救急自動車ですが、購入されたあと、今ある西諫早分署の救急車はどうされるのかということと、いつも同じパターンを繰り返している日産の辞退がないように手を打ってくださっているのかをお尋ねします。

最後に大村署の化学車ですが、3号資料3に写真が載っていますが、素人なのでよく分かりませんが、比較表でエンジン・排気量で、現行がディーゼル20,780ccに対し、更新車両はディーゼルターボ5,000cc以上となっていて、重量が17,530kgから13,000kg以下に減量しているなのでこのエンジン容量で足りると言うことなのか、また水槽容量、薬液槽容量が大きく変わっているが、車両が高性能になっているのでこれでいいということなのか説明をお願いします。

○事務局長（池松 弘君）

消防指令システム中間整備業務委託と消防救急デジタル無線システムネットワーク機器更新業務委託は同じ業者が行うのかという御質問ですが、今回の整備はシステムの全部更新ではなく、既存の一部の機器を更新するものでございますので、既存のシステムの保守・点検を行っております同一の業者に委託するものでございます。

消防車両の処分につきましては、総務省消防庁の平成16年の通知に従い、解体処分を条件にスクラップとして売却を基本として行っているところでございますが、救急車につきましては、転院搬送を削減する目的で救急病院等への無償譲与を行っております。

令和2年度におきまして、更新した救急車2台は、圏域内に11施設ある救急告示病院に、譲与希望の聞き取りを行いましたところ、5つの病院から希望するとの回答があったところでございます。このうち、3つの病院がこれまで譲与の実績がない新規の要

望でございましたので、救急搬送や転院搬送の件数が多い順に、今回は諫早市の宮崎病院と雲仙市の公立新小浜病院へ譲与を行ったところでございます。

化学消防車は水では消火できない油脂火災に対処するために配備されている消防車で、車両の主な装備はポンプ・水槽・泡原液槽・泡混合装置で構成されております。

化学消防車につきましては、消防庁が定める「消防力の整備指針」の規定により、本組合では1台の配置が求められており、昭和56年から管内に空港や自衛隊が所有する大型屋外タンクがある大村消防署に配備しているところでございます。

現在の化学消防車は、平成12年に購入し、来年度で組合が定める「車両更新基準」の21年を経過することから、車両を更新するものでございます。

議員から御質問がありました仕様の変更につきましては、前回の更新から20年以上経過し、その間、ベースとなる車両については、車両性能の向上やタンクの軽量化が図られているほか、県央管内における危険物製造所等の施設数の減少など社会的変化や過去の運用実績を踏まえ、化学車としてのポンプ性能は維持しながら、積載する水槽の容量などを見直し、より機動性に優れたコンパクトな車両に見直しを図ったものでございます。

また化学車は、普通化学車と大型化学車に大別され、さらに型式が区分され、普通化学車はI型からV型と数字が大きくなるにつれて、水槽と泡原液槽の容量が大きくなり車体も大型化します。現在、配備している化学車は、10t車級の3軸シャーシで、A-1級ポンプに2,300Lの水槽、1,800Lの薬液槽を装備している標準のV型化学車で、当時は、空港を所管する消防本部は、この型式指定で配備しておりました。

今回整備する化学車は、車両性能の向上やタンク素材の改良等により軽量化が行われ、仕様書で細かな装備指定が可能となり、いわゆる様々なカスタマイズができるようになったことから、7t車級の2軸シャーシとし、A-1級のポンプ、3,500Lの水槽、500Lの薬液槽を装備して、化学車としては現在のV型化学車の機能を維持しているものでございます。

薬液槽は500Lで、薬液が3%希釈であることから、タンク車などから水を補充することで、最大16,000L以上の放水が可能となっております。薬液槽については、資料にも記載しているとおり、現行は水槽2,300Lに対し70L、更新予定車は3,500Lに対し105Lしか使用しませんので、化学車としての機能は維持しているものでございます。

また、軽量、コンパクトで機動力に優れるほか、維持管理費が約半分で済むというメリットがございます。

○消防長（城下和美君）

化学車ですが、配備したのは長崎空港、火力発電所、自衛隊のタンクを想定してです。導入当初の活動としましては、現場到着後に車両の水だけではなく、ポンプ車から水を送りながら消火活動を行うという考えでした。現在は、事務局長から説明があったように薬剤で消火ができますので、車両をコンパクトにして普段の車両火災、高速自動車道での活動に活かせるように仕様を変更しています。

○消防総務課長（田方 章君）

高規格救急自動車の入札状況についてですが、救急自動車と医療器具を一括販売できる業者は長崎県内では西九州トヨタと長崎日産の2者のみで、指名競争入札でこの2者を指名して行っております。平成22年までは日産も入札に参加しておりましたが、平成24年度以降は仕様書に合う機器を扱っていないとか、期限までに納車できないなどの理由から辞退届が出されております。

当組合としましては、その都度日産自動車が入札に参加しやすいように仕様書などの変更や履行期限の延長などを行っておりますが、今後とも努力していきたいと考えております。

○事務局長（池松 弘君）

車両の処分に関連しまして、化学車の処分につきましては、令和元年8月の組合定例議会において、平成30年度決算の認定の質疑の中で、議員から御質問があり、消防車両の外国への支援について検討をしていないのかということに対し、窓口は2団体ございますということで、公益財団法人日本消防協会は、首都圏近郊の消防機関に限定されて事業を行っていること、もう一つの一般社団法人日本外交協会は、車両登録が15年以内で走行距離20万キロ以下と、本組合の更新基準より程度の良いものが条件とされており、本組合には該当する車両がないとお答えしたところでございます。

今回の化学車につきましては、登録から21年を経過し、募集条件からは対象外となる車両ではありますが、外交協会に情報提供したところ、消防車両の中でもポンプ車などと違い台数も少ないことから、ぜひ検討したいとの回答がありましたので、今後、協議を進めたいと考えております。

○山口喜久雄議員

先ほど日産自動車の説明がありましたが、以前の質疑の時に前向きにやりたいという答弁を聞いた記憶がありますが、そういった方向性はありますか。

○消防総務課長（田方 章君）

本年度も日産自動車にお願いをして入札に参加してもらおう予定でしたが、前日に参加できないということで、辞退届出がなされました。

○相浦喜代子議員

1つだけですが、予算書33ページの除染テントですが、3号資料3の7ページに写真も載せていただいておりますが、この除染テントはどのような場合に活用されるのか、これが各署に1つずつ置いてあるのか、あるいは特殊なのでどこかの署に置いてあるのかお尋ねします。

○事務局長（池松 弘君）

今回更新いたします「除染テント」は、平成14年3月に国から写真の下のような「除染シャワーテントシステム」一式が貸与されており、自衛隊の施設や空港のほか、国立医療センター等を所管する大村署に配備しております。

この装備一式のうちテントが劣化し、空気漏れなど修繕で対応できなくなったため、テントのみを更新するものでございます。その必要性につきましては、災害というと自然災害という認識もございますが、最近よくNBC災害という言葉を目にすると思いますが、NBCR災害或いはNBCRE災害というものは、核兵器・生物兵器・化学兵器・放射性兵器・爆発物テロ等による災害の総称でございます。例えば、テロだけでなく、工場の爆発事故や原子力発電所の事故なども含まれます。

このような災害で汚染が発生した場合、被害を最小限に抑えるためには、現場で速やかに除染作業を行うことが求められます。この除染シャワーテントシステムは、コンパクトでエア方式により短時間で設営でき、シャワーホースをテント内部に組み込んだ一体方式のため、迅速に除染作業を行うことができるようになっているものでございます。

○相浦喜代子議員

今の説明からいきますと、工場火災とか化学物質に関する災害などで使用するという事で、これまで配置していたが活用に関しては現在まで使用されたことはないということですか。

○消防長（城下和美君）

テレビ等で見られたことがあるかと思いますが、赤い防護服を着て放射能測定器で測定しながら進入し活動等を行い、出てきてから除染テントの中で水を被って洗い流すと

いう役割を持っています。今まで県央消防本部管内では1度も使用しておりません。

○議長（田川伸隆君）

ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

ほかになければ、次に、第5款「公債費」、第6款「予備費」です。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、次に、第2条「地方債」、第3条「一時借入金」、第4条「組合経費の負担」についてです。質疑のある方どうぞ。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

議案第3号「令和3年度県央地域広域市町村圏組合一般会計予算」については、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、議案第3号は、原案どおり可決されました。

会議を保留し、しばらく休憩いたします。

午後 3 時 17 分 休憩

午後 3 時 30 分 開会

○議長（田川伸隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 7 「組合行政に対する一般質問」に入ります。

この際、議長からお願いいたします。発言時間につきましては、申し合わせにより、1 人につき、答弁を除き 20 分以内に終わるよう御協力をお願いします。

なお、答弁につきましては、質問の趣旨を良くとらえ、簡明、的確に答弁をお願いします。

それでは、朝長英美議員。

○朝長英美議員

先日の新聞報道において、大村市で救急搬送が約 10 分遅れたとありましたが、実際にはどうだったのか。電話で救急車をお願いして病院に着くまでに 43 分ぐらいかかっているということですが、普段どのくらい時間がかかっているのか。それと、救急車はどのくらいの重量があるのか、脱輪した場合、上げることも簡単にできないのか、この辺を詳しく教えて下さい。

○消防長（城下和美君）

救急搬送が 10 分遅れた救急事案について御説明申し上げます。

諸般の報告でも申し上げましたが、この救急事案は、令和 3 年 1 月 12 日の 22 時 5 分頃、大村市岩松町で発生した 80 代男性の心肺停止急病事案において、直近の久原分署救急隊が出場しましたが、患者宅から約 300 m 手前で市道の側溝に救急車を脱輪させ走行不能となったものでございます。

直ちに大村本署救急隊を応援要請するとともに、久原分署救急隊の 2 名が救急車を降りて患者宅に駆け付け、心肺蘇生法等の現場処置を行い、大村本署救急隊に引き継ぎ、直近の医療機関へ搬送いたしました。亡くなられたものでございます。

搬送先医療機関の医師の判断によりますと、今回の搬送遅延と死亡との因果関係は無いと推測されると伺っております。

今回の事故の原因につきましては、道路が狭隘しているにも関わらず、隊員を下車させ、幅員をよく確認することなく進行したため、右側の側溝に気づかずに後輪を脱輪させたものでございます。

今後とも再発防止のために、日頃から狭隘箇所等の確認を行うほか、狭隘な場所を進

行する際は幅員の確認や誘導を確実に行うよう、改めて全職員への指導及び周知徹底を図ってまいります。

事故発生場所の状況と道路事情について御説明申し上げます。

事故が発生した道路は幅員2.5mで、進行方向に向かって右側にフェンス、左側にガードレールが設置され、フェンスの内側に幅30cm、深さ28cmの側溝が布設されております。

なお、車両の通行量は非常に少ない道路であります。

事故現場につきましては、やや右カーブとなっております、左前方には桜の木が張り出しておりました。

本件事故におきましては、安全確認で回避できた案件でありますので、道路事情に関しての要望等はございません。

また、側溝の幅が30cmで救急車のタイヤが約19cm、側溝の深さが28cmでタイヤの直径が60cm、車両重量が救急資器材を載せて3,200kgほど、車両だけですと2,800kgほどあります。

彼らが執った判断は正解だと思います。患者宅への到着が遅れた時間プラス、応援要請で救急車を向かわせましたので、最終的に医療機関到着が10分遅れたということになります。そのまま上がって行ければ違ったかもしれませんが、上がることは難しかったと思います。

○朝長英美議員

電話で救急車を要請した場合、通常現場に到着してから病院に搬送するまでの時間帯はどのくらいかかっているんですか。

○消防長（城下和美君）

現場状況もいろいろありまして、だいたい目標、現場到着までを7～8分ぐらいで行っていると思います。そのあとは現場状況や処置状況にもよります。今、私の手持ち資料では県央消防本部における1万件の平均がどのくらいというのはお答えできません。

○朝長英美議員

問題は、電話して病院に搬送するまで43分かかっていることだと思います。家族の思いとすれば1分でも早い方がいいと思いますが、新聞報道から見てもその気持ちが伝わってないように感じられます。

もう一つは道路事情です。道路事情について先ほど説明があったように道幅2.5mでカーブになっていて、左側には桜の木が張り出していた。それを避けるために脱輪し

たのか、それがなかったら脱輪していなかったのか、まっすぐ行けたのか。

道路の維持管理については大村市がやっているのので、大村市の管理が悪かったということになるのか教えて下さい。

○消防長（城下和美君）

まず道路事情ですが、普段であれば問題なく走行できていると思いますが、今回の場合は患者さんの意識がない、心停止といった状況でしたので、桜の木がどうか、道幅がどうかという判断が一瞬おろそかになったと思います。

私も現場に行きまして、ドライブレコーダーも確認しましたが、大きな動きで脱輪したことはないようでした。カーブを曲がりながらストーンと落ちたような感じでした。

そのときの状況がどうだったかは定かではありませんが、道路事情が原因とは言えないと思います。

時間経過についてですが、大村救急隊を応援要請で出場させて現場到着まで13分かかっています。

県央消防本部における救急事案の出場から収容までの平均は、急病で37分、交通事故で40分、一般負傷で39分となっております。

○朝長英美議員

ということは、脱輪したことが問題ではありますが、私もこの現場を見に行って桜の木にも問題があると思います。救急車に3名が同乗していて誘導がなかったと新聞報道に載っていましたが、結局のところ道路事情が一番の問題ではなかったのか。桜の木が張り出していたため、そこに目がいってしまって脱輪したのではないかと思いますが、その辺どうですか。

○消防長（城下和美君）

彼らも弁解をしていませんし、私も擁護するつもりはなく、脱輪事故事体あってはならないことですが、私がドライブレコーダーを見た感じだと、その時ここに側溝があるとか、ここに桜の木があるということを判断するのは難しかったと思います。桜の木に車両をぶつけてまで行けという選択も難しいと思います。その時の心理状態がどうだったのかと考えます。桜の木を避けたばかりに落ちたという動きではなかったと思います。

○朝長英美議員

桜の木を避けたことによって起こったことが問題だと思います。

大村市内、諫早市内、雲仙市でもそうですが、樹木が道路側に張り出していることについて、市が道路環境をしっかりしなければならないと思います。

今日は、管理者、副管理者もいらっしゃいますが、市の運営について道路の維持管理について普段からしっかりとしなければならないと思いますが、どうでしょうか。

それと、普段救急車が通る道などは、この道は通れる、この道は通れないという調査はされて、いつもやってるわけですか。

○消防長（城下和美君）

自分が勤務する管内の道路事情は把握しております。その中で経路にも選択肢がいくつかあって、今回現場に向かう3名が選んだのは、私は間違いではなかったと思います。

今回、もう一つ経路がありますが、そちらは道路事情が悪かった所以他们はこの経路を選択したと思います。

○副管理者（園田裕史君）

お答えします。道路の事情についてですが、今回事故が発生しました道路につきましては、既存の農道を高速道路建設に伴い付け替えられた幅員が約2.5mの道路でございます。

事故現場は道沿いの桜の木が道路に張り出しておりまして、車両の通行に支障があることを事故の発生のおとですが、事故の発生状況は先ほど消防長からの答弁がありましたようにそれが原因でということではないことでしたが、事故後にしっかり確認したところ車両の通行に支障がある、これは消防車や一般の車両問わず支障があることから、桜の木の剪定をまず行っております。

参考までにですが、この道路は法定外道路、いわゆる里道と同じ取り扱いでございまして、支障となる樹木や雑草の伐採など道路の維持管理は基本的に利用者で行うようになっておりますが、ただし利用者で施工が困難なものについて、また緊急に対応が必要なものは、これまでも市で行っておりますので、本件に係る道路のみならず、そういった対応を進めてまいりたいと市では考えております。

○朝長英美議員

ぜひ、そのような対処をしていただければ市内全域は、救急車の搬送もスムーズに今後は行けると思っております。

次にお聞きしたいのは、救急隊は通常3名ですか、2名ですか。この久原分署はドクターを同乗させると最初聞いた記憶があるんですが、お尋ねします。

○消防長（城下和美君）

救急隊の出場人員は、消防法施行令で救急隊員3人以上と定められておりまして、県央組合の救急業務規程においても3人以上をもって分隊を編成するとしておりますので、今回も運転の機関員、助手席の隊員、後部座席に救急救命士の3名で出場しております。

ドクターが同乗するドクターカーEMTACの運用は17時15分までとなっておりますので、昼間の時間帯であればEMTACの対応事案だったと思います。

○朝長英美議員

そういうことであれば、もしかしたら昼間だったら助かったかもしれないということですか。どう思われますか。

○消防長（城下和美君）

搬送した医療機関の方から、今回の搬送遅延と死亡の因果関係はないと伺っていますので、もしEMTACならどうかという判断はわかりません。

○朝長英美議員

県央組合では各地区で救急車を何台配置しているのか。そして、この案件でも脱輪したあと、大村消防署から呼んだとなっておりますが、他の地域にも出場することがあったりと大変だと思いますが、予備車は各署に配置してあるのかお尋ねします。

○消防長（城下和美君）

救急車の配置状況につきましては、諫早署、大村署、小浜署に各1台、7つの分署に各1台の合計10台が稼働しております。そのほかに、諫早署、大村署、小浜署に非常用救急車を各1台ずつ配置しておりますので、救急要請が集中した場合には直近の署所から順次繰り上げて出場させ、県央組合管内をすべてカバーする体制をとっております。

また、傷病者が多数の場合や直近での集中事案に対しては、非常用救急車も活用して対応に当たっているところでございます。

○朝長英美議員

救急出場は人口当たり何件ぐらいの割合になっているんですか。

○消防長（城下和美君）

昨年の救急件数が約10,000件ですので、県央管内の人口で換算しますと27人に1人が利用したことになります。

○朝長英美議員

よくわかりました。27人に1人が利用しているということは、かなりの出場件数になると思いますが、最後に、昨年からのコロナ禍において救急隊員は防護服を着て活動しているんですか。あるいは防護服なしで活動しているんですか。

○消防長（城下和美君）

通常、救急隊は感染防護服を着用して出場しております。要請の中で、コロナというキーワードがあればさらに対策を取って出場しております。普段からゴーグル、マスク、手袋、ガウンは着用しております。

○朝長英美議員

大変わかりやすく説明していただき、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（田川伸隆君）

これをもって「組合行政に対する一般質問」を終結いたします。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（田川伸隆君）

異議ありませんので、これらの整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決定いたしました。

これをもって、令和3年第1回県央地域広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

午後3時48分 閉会

以上、会議録を調製し署名する。

県央地域広域市町村圏組合議会

議

長

岡川伸隆

会議録署名議員

伊川京子

会議録署名議員

田中 哲三郎